

県庁舎イベントスペースの使用許可事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、防災新館1階のやまなしプラザ内のオープンスクエア及び県民ひろば（以下「イベントスペース」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- 1 オープンスクエア 山梨県行政財産使用料条例（昭和39年山梨県条例第15号。以下「使用料条例」という。）別表第二に掲げる県庁舎多目的ホールをいう。
- 2 県民ひろば 使用料条例別表第二に掲げる県庁舎多目的広場をいう。

(使用時間等)

第3条 イベントスペースは無休とし、使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項にかかわらず、必要に応じて臨時に休業日を設けることや使用時間の変更をすることができる。

(イベントスペースの使用の許可等)

第4条 イベントスペースを使用しようとする者は、やまなしプラザ運営事業者に対してイベントスペースの仮予約を行ったうえで、県にイベントスペース使用許可申請書（第1号様式）により申請するものとし、許可申請に基づき許可を決定したときは使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の使用許可の申請は、使用日6ヶ月前から14日前までの期間内に行うものとする。

3 使用許可後において、その内容を変更しようとする場合は、あらかじめイベントスペース使用許可変更申請書（第3号様式）を提出し、許可を受けるものとする。

4 使用許可後において、使用を取消しようとする場合は、あらかじめイベントスペース使用取消届（第4号様式）を提出するものとする。

(使用許可の基準)

第5条 次の各号に該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続的な使用により、他の使用を希望する者の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- (5) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(使用許可の条件)

第6条 使用許可にあたっては条件を付することができる。

(禁止事項)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用料は、使用料条例に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納入方法)

第9条 使用料は、納入通知書により、指定する期日までに山梨県指定金融機関等に納入するものとする。

(既納の使用料)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰さない理由により使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第11条 使用者が次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に偽りがあった場合
- (2) 第5条の使用許可の基準及び第6条の許可の条件に反すると認められる場合
- (3) 第7条の禁止事項に該当すると認められる場合
- (4) 使用料が期日までに納入されない場合
- (5) その他この要領に違反した場合
- (6) 災害発生時等公用又は公共用に供するために必要が生じた場合

2 使用許可の取消を決定したときには、使用許可取消通知書(第5号様式)により通知する。

3 第1項の使用許可の取り消しにより、使用者が損害を被ることがあっても、県はその賠償の責任を負わないものとする。

(修理費用の負担)

第12条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を滅失又は毀損した場合、その修理又は補充に要する費用を負担しなければならない。

(警察本部長への情報提供依頼)

第13条 知事は、次に掲げる場合においては、第4条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- (1) 第4条第1項の許可をしようとする場合

(2) 第11条第1項の規定による第4条第1項の許可の取消しをしようとする場合
(知事への情報提供)

第14条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第4条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(事務担当課)

第15条 この要領に定める事務は管財課が所管する。

附 則

1 この要領は、平成25年9月2日から施行する。